

日時：平成 26 年 7 月 1 日（火）午前 10 時～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

### 大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（池田会長）

それでは定刻が参りました。本日は大変ご多用の中、各委員全員ご出席ですけれども、誠にありがとうございます。ただ今より、第 4 回大阪市特別職報酬等審議会を開催することに致します。それではまず、早速でございますが、これより審議の中身の方に入って参ります。本日は予め委員の皆さまにもお話ししておりましたけれども、今後の方向性を決める非常に重要な会議になるのではないかという風に思っております。この間、橋下市長から諮問を受けて以降、特に市長、副市長の給料及び退職手当につきまして事務局から説明を受け、更に副市長にもご出席をいただきまして、普通の職務内容及び職責等について直接お聞きをしたところでございます。委員の方からの貴重なご意見をいただいたところでございます。加えて、前回全員出席とはなりませんでしたが、ご出席いただいた委員に、集中的にご議論いただくということも出来たかと思っております。

そこで本日は、これまで色々とお話をいただきました、市長・副市長の給料、退職手当に関するご意見を、答申に向けて当審議会として一定の方向性をまとめていきたいと願っている次第でございます。

それから、本日後半には、市会議員の報酬、それから政務活動費に関する審議を始めて参りたいという風に思っているところでございます。

まず、最初の議題でございますが、市長、副市長の給料及び退職手当について、これまでの委員の皆さまのご意見を事務局の方で整理をしていただいているところでございますので、まずは事務局から説明を受けたいと思います。それではどうぞ、よろしくお願い致します。

（給与課長）

事務局の人事室給与課長古畑でございます。おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。それでは資料の説明の前に、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

本日の配布資料は、次第、委員名簿、第 4 回の会議資料、前回第 3 回の議事要旨となっております。それと、お手元に大きなバインダーを置かせていただいております。これまでの会議資料を入れさせていただいておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。それでは着席して説明させていただきます。

会議資料の 1 ページをご覧ください。市長、副市長の給与及び退職手当に関するこれま

での主な意見ということでお聞きしております。前回ご議論いただきました4つのテーマに基づきまして、これまでいただきました皆さま方のご意見を要約と、その中で主な意見ということあげさせていただいております。

それではまず1つ目の、市長、副市長の責務、執務状況というテーマのところでは、市長・副市長ともフルタイムで相当厳しい業務を担っているという認識で一致、ということに要約させていただいております。いただきました主な意見としましては、重責をフルタイムで担っており、相当厳しく、ハードな仕事である、また、非常に多岐にわたった業務に対応し、成果が求められる大変な職務であるということでした。

2つ目の他都市、民間企業、海外の都市との比較というテーマでは、海外の都市と比べると住民1人当たりコストが高いという意見がある一方、単純に数字で比較して決めるのではないという意見が多いという風に要約させていただいております。主な意見としまして、他都市、海外の関係でいきますと、公平性・透明性・効率性の高い行政サービスの低コストでの住民への提供が、世界各国の行政機関に共通する基本原則であり、海外の都市と比べると住民1人当たりコストが高いというご意見、それから、夜間人口でのコスト比較もあるが、都市には立地企業の経済活動を支えたり、他都市住民も利用するインフラの整備を行うということもあるのではないかというご意見、諸外国や他都市と比較する際は、共通に見るための諸条件を考慮し、比較する必要があるというご意見、他都市との比較、特に海外との比較は、歴史、特別職というものの考え方など違いもあるので、参考として見ることはいいが、単純に数字だけで比較は出来ないというご意見、また民間企業との関連でいきますと、民間の業績連動のような報酬制度を、公の特別職に取り入れるのは難しいので、数字だけで民間企業の役員の報酬水準と比較するのではなく、どのような考え方で、報酬を決めるかが重要であるというご意見がございました。

3つ目の退職手当のあり方ですが、市長の退職手当については、否定的な意見が多いですが、廃止した場合の年収総額への影響や、現職の任期中に制度廃止することの問題といった指摘がありました。また、公選職でない副市長の退職手当については、要検討というご意見をまとめさせていただいております。主な意見といたしましては、海外では、市長への退職手当は理解されないというご意見、民間企業では役員の退職慰労金は廃止の傾向にあり、就任前から支払われる額が決まっているのなら、給料と分ける必要はないというご意見、任期のたびに退職手当が支払われるのは、理解しがたい面があるというご意見、退職手当には違和感があるが、年収として組み込めば年俸が跳ね上がり、また、任期途中での制度変更は無理があるので、制度は残しながら不要な人は辞退出来る形にすればよいというご意見、退職手当は廃止した方がいいと思うし、過去の分は打ち切り支給すればよいというご意見、選挙で選ばれた市長と、公選職ではない副市長とは分けて考えるべきというご意見がございました。

4つ目の年収、退職手当の水準、まとめの部分になって参りますけれども、海外と比べて高いとするご意見や、厳しい財政状況を踏まえるべきというご意見がある一方、優秀な

人材確保の観点からも、仕事に見合った報酬は必要というご意見が多いと。また、年収の額は、市民に分かりやすい形で示すべきといったご意見があるという風にまとめております。主な意見といたしましては、行政コストが低いほどいいということではなく、仕事に見合った報酬はきちんと支払うべきというご意見、優秀な人に就いてもらうためにも、それなりの処遇が必要であるというご意見、欧米では、政治的に任命された者はボランティア精神が強く報酬は低い、一方で職員の中から任命された副市長は、過去の業績を考慮して高い報酬となるところが結構あるというご意見、市の厳しい財政状況を踏まえ、自ら身を切る姿勢を示すべきというご意見、職を辞して立候補している現状を踏まえ、多様な人材に立候補してもらえる額にすべきで、基本的に現状維持でよいというご意見、仕事の職責に見合ったものであるべきだが、財源は市民の税金であることを踏まえておく必要があるというご意見、地域手当や期末手当は分かりにくく、報酬に含めるなどの措置でよいのではないかというご意見、市民に分かりやすい形で示すべきで、仕事に見合った年間の額を決めればよく、後は支払い方の問題であるというご意見をまとめさせていただいております。以上、過去3回のご議論について整理させていただきました。

(池田会長)

ありがとうございます。これより、各項目につきましてご議論いただくこととなりますが、4つの項目、それぞれの委員の方の意見のところを可能な限り最大公約数的にまとめたものをお示ししているところですが、まず最初の市長・副市長の責務・執務状況ということで、このあたりの現状認識についてということなのですが、フルタイムで相当厳しい業務を担っておられるということで、仕事のボリューム感が相当なものだということで各委員の認識は基本的には一致しているのではないかという風に思う次第でございますが、この点についていかがでしょうか。特になければこの程度ということで、また別のところでお気付きの段階でまた立ち戻ることはあるかもしれませんが、とりあえずこの程度ということでまとめさせていただくことにいたします。

その次でございますが、他都市、民間企業、海外の都市との比較というテーマでございます。様々な意見があると認識している訳ですが、大きく分けると、比較する場合の共通の物差しというのがなかなか難しいのではないかという意見、その上で単純に数字で決めることはなかなか出来にくいという意見、この意見がやや多かったのではないかと思います。他方で特に海外の都市と比べて、住民1人当たりのコストで比較するという視点からのご意見もいただいたところでございます。そういうところを踏まえて、本日どういう形でこの項目について一定の方向を取りまとめていくかという議論に移りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(渡部委員)

よろしいでしょうか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

物事を考える場合、特に地方自治、社会保障なんかもそうですが、それほど難しくはないんですね、基本はね。より良いサービスをより安く効率的に支給する、それに尽きる訳ですね。時々それを否定する時に、歴史も違えば文化も違うという見方をする方がいらっしゃるのですが、しかし大体ですね、私も色んな国際会議で経験しておりますが、市民団体とかいう方は特にそういう意識が強いです。より良いサービスをより安く。それは万国共通の原則だと思っております。以上。

(池田会長)

今、渡部委員からより良いサービスをより低額なコストでという観点からのご意見をいただきましたが、その他のご意見はいかがでしょうか。

(山崎委員)

よろしいですか。

(池田会長)

どうぞ。

(山崎委員)

今日たまたま、衆参国会議員並びに首長の年収が開示されておりました。やはり例えば、首長の報酬を比較しても、一定程度の相場感というのがあると私は思うんですね。日本の労働市場というのは基本的に良いか悪いかは別にして、相場感で動いているものがあるという風に思っております。そう面で言うと今日開示されている大阪府知事の報酬なんかは非常に低いと。低くていいという話もあるかもしれませんが、私は大阪府民の立場からいうと非常に恥ずかしいという気がしてしまってますね。相場感は何でかと申しますと、人を得ることが大事だと思っております。結局給料によって人を得ることが大事だと思いますし、日本の中でも人材の、ある意味取り合いと申しますかね、ということも市場の中ではある訳でございますので、それほど低い値に設定するということは、やはり難しいと申しますか、大阪にとってよくないという風に思っております。他都市との相場感が、日本国内の他都市ですね、重要だと思います。それから、もう一つは、ここには副市長も含まれているという風に申しますが、そういう視点で見ますと、副市長の、市の職員からというケースだけではなくて、外部から登用してくるというケースもあ

る訳でありますので、そういうのも含めて副市長の給料というのを、報酬というのをそういう視点で考える必要が私はあるのかなということをお願いしておきたいと思っております。

(池田会長)

ありがとうございます。今おっしゃった視点に、海外の都市との比較の関係で、前回山崎委員からペーパーをお出しいただいたところですが、その観点で付け加えられたり、何かございませんでしょうか。

(山崎委員)

あれはもともと人口が多いとコストが低くなるということがありましたので、大阪市の人口で各都市の人口をノーマライズしてですね、やってみるとああいう結果になるかなということとして、あれ自身が一種の相場感みたいなものが見れるのではないかなと思っております。政令市であるとか、一つランクが下の都市であるとか、地方都市というところというとならぬのランク、相場感みたいなものが見て取れるのではないかなと思っております。そういうものではないかなと思っております。

(池田会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(渡部委員)

私も一番最初に言いましたように、首長といえればそれなりに市の財政を好転させれば民間企業の経営者ほどではないにしても、それ相応の報酬を差し上げて対応するというのが、これからの新しい21世紀の超少子超高齢の日本社会の生き方だと思います。しかし逆に今度、非常に苦しい時はですね、ある程度の低額で我慢していただくと、そのあたりが一般の職員とは根本的に違うんだということでもあります。

それで、国際比較の方は、人口を大阪ベースに直せばということは、端的に言えば効率性を無視するという格好になっておりまして、これは世界で議論されている潮流に非常に反すると。大阪の市長の報酬はですね、ニューヨークの市長の報酬と比べましてね、市民1人の負担という観点からいけば3.5倍から1.2倍あると。議員の場合は、大阪の議員報酬はニューヨーク等の都市の7.4倍から2.6倍あると。1.5倍から2倍なら分かりますよ。7.4倍とかは異常数字であると。そういう日本の現状においてですね、大阪から日本を変えたいのだと、だからこの審議会でも本格的に国際動向も踏まえながら審議してくれということで私もその一員としてありがたく、是非大阪から日本を変えたい、私も大阪に税金を払ってきた人間として是非頑張りたいと思っております。ですから、実質公債比率なんかもどんどん良くなっている、これは素晴らしい、嬉しいことですね。私も単に本だけ読ん

できた学者ではないんですよ。30年間、民間金融機関で資金融資の審査をしてきましたよ。世界動向を踏まえながら、この業界は伸びていくのかどうか、その場合その企業の返済能力はどうか。ですからこのように、公的手法が改善しているのは素晴らしいことです。しかし例えば実質公債比率一つ見ても、大阪は9.4%に最新の数字が好転しましたよと言っても、日本の市区町村ベースでは9.2ぐらいですよ。ですから、市区町村ベースの平均よりもまだ悪いという訳ですね。大阪市の市債の格付なんかも下がったではありませんか。このように外部から見ると、私も全部原本で情報を見ましたけれども、実質的な市債比率が非常に高いということは、逆に格下げになってきている訳ですね。このあたりをよくわきまえていただきたいと思います。以上。

(池田先生)

ありがとうございます。第2テーマの論点、他都市、民間企業、海外の都市との比較とこの観点での一定の方向性を目指したいと思うのですが、今渡部委員がご指摘いただいた特に海外都市との比較を見て見直しをすべきだというお立場、それから山崎委員のお立場は必ずしも数字のみで比較出来ませんといったご意見かと思いますが、このお二方の2つの考え方を軸にお願いいたします。

(倉持委員)

一つよろしいですか。

(池田会長)

はい。

(倉持委員)

単純な質問なのですが、市長と副市長がおられて、副市長というのはいわゆる政治家というカテゴリーに入るのですかね。市長は一応入ると思うのですが、そういう面で市長と副市長は、先ほど山崎さんもおっしゃったと思うのですが、若干分けて考えていくべきだと思います。それから、もう一つ、国際比較、海外との比較で、私も不勉強ではあるのですが、いわゆる報酬と政務活動費、政治資金、政治の活動費といったものが、日本の中ではまだきっちりと分離されていないところがあるのではないかと。国の議員報酬が今回また元に戻るという話があった時に、議員の方からは若手議員を中心に、政治に金がかかって今の報酬では充分ではないということが、その理由の一つに挙げられている訳ですが、本来、報酬というか、仕事に対する部分の給与というものと、それから政治活動に関わる部分の手当と、それが、日本の場合はどうもきっちりと分離されていないと。それに議論がすっきりしないところがあると私自身思います。

(池田会長)

議員報酬のところをご指摘いただいたのですが、それはまた後ほど時間をとってさせていただきますので。

(倉持委員)

それは、しかし、結局は同じですね。

(人事室長)

議員の方は後でご説明させていただきますが、政務活動費という分野と報酬というものは分けておまして、副市長は当然一本で、報酬という形でしかないのです。市長の場合はおっしゃるように政務という部分が当然入り込んでいるとは思いますが、あくまで公務に対する報酬と我々は理解しています。副市長の場合は市長と立場が違うので、政治家というよりは、市長の公務を補佐するトップだという理解でして、政治家かどうかは、政治家ではないと理解しております。

(倉持委員)

それはいいんですけど、海外の実情を見た時に、寄付等が多いですね。日本の場合は税制の問題もあって、そういったものは明確にないので、報酬だけを比較すると、私自身ははっきり見えてこないなと。海外の報酬、これは国会議員もそうですね。海外の国政に携わる人に比べて、日本の国会、例えばGDP比なんかで見ても相当高い形になっています。議員あるいは政治家を取り巻く報酬の中身をきっちり見ていかないと、出てきた数字だけでは、現実的には国内や他都市との比較だとか、そういうことになってしまいがちなのではないかと。ですから、本当にクリアにしようと思えばその辺の寄付金税制、政治資金そのものを含めて、トータルに見ていかないと。ここだけを切り抜いて議論するのは難しい部分があると思っていますけれども。

(池田会長)

ありがとうございます。他の委員、いかがでしょうか。

(生駒委員)

他都市と民間企業、海外との比較について、私の考え方を申し上げます。海外の色々な数値を見させていただいて、市長、副市長の報酬を考えるということについて非常に参考になったと思います。しかし、私自身は、海外の環境や文化や生活の色々なことが分からないまま、ただただ出てきた数字だけを受けて単純比較は出来ないという風に考えました。

あと、山崎委員が出された資料に関しても多方面の見方があるので、私としても非常に参考になりまして、最初の渡部委員からいただいた資料で見ると凄く差があって、日本の

考え方が間違っているように見えたのですけれども、色々な角度から物事を見なければならぬと私は受け止めたので、一概に挙げられている数値だけでは比較は出来ないという風に考えました。

(池田会長)

ありがとうございます。その他の委員、いかがでしょうか。本日全員出席ですので、出来ましたら全員の意見をご議論いただければと思います。

(中村委員)

私の意見を述べさせていただきます。渡部先生がおっしゃるように、海外の報酬に対する考え方で、やはり素晴らしい面もあると思いますので、私も先生とこうやって色々な話をお伺いさせていただいて、一概に言えない面もあると思うのですけれども、ボランティアであったとしても政治に関与して国や地方を変えていこうという意識を高く持つということに関しては、いただいた情報というのは非常に参考になりますし、私はなかなか、こういう仕事をしていながら海外の政治家の方の報酬を見る機会がないので、広く一般的にこういう数値がありますよという参考として情報を開示していただくというのは凄く有益だと思うのですけれども、やはり会議を夜間にするとなかなか、全ての会議を急に夜間にしましょうといきなり決めることは出来ませんし、基本となるところが違う部分は多々あると思いますので、そこは参考としてこういう考え方があるということで取り入れさせていただきたいと思うのですけれども、一概に金額だけというのは私もどうかと思うのですね。

先ほど山崎委員が、大阪の報酬が安くて恥ずかしかったという意見を言ってくくださったのですが、私は感覚がかなり庶民的すぎるのか、生活出来ない金額だとそんなに大阪の財政は厳しいのかと思ってしまいますのですけれども、私の感覚でいうと、政治家としてそこまで遜色があるようには思えないので、私から言わせていただくと、恥ずかしいと感じるのは、こういう報酬等を検討しないという姿勢は恥ずかしいと思うのですけれども、検討させていただいて、今は財政が厳しいので減額という結論になったらそれはそれで、府民や市民は納得出来るのではないかと考えます。

(池田会長)

はい。それでは順次お願いします。

(藪根委員)

私も難しいことは全然分からないのですけれども、感じた意見を述べさせていただきます。この会議の中でも、他都市との比較や海外比較など色々な角度からの見方があることを勉強させていただきまして、凄く参考にはなったのですけれども、話がどんどん進む中



で、そもそも大阪市の話し合いをしている原点というところがずれていっているのではないかという疑問が私の中にありまして、こういう数字を出していただいても、凄く勉強にはなるんですけども、数字だけで安易に判断するようなことにはならず、国内の考え方なんかも織り交ぜながら、原点に返って話を進めていくべきではないかなという気持ちであります。

(池田会長)

どうぞ。

(西委員)

私も先ほど中村委員がおっしゃったこと、本当にそのとおりだと思います。市民団体が万国共通より良いサービスをより安く提供と渡部先生がおっしゃったように、そういう風に出たらいいなと思います。大阪府の知事の給料が安くて恥ずかしいというのも、それぞれのお立場でそう考えられるとは思いますが、私は素晴らしいと、誇りだと思っております。

(山崎委員)

私の恥ずかしい発言が波紋を呼んでおりますが、恥ずかしいと申し上げたのは、今の大阪府の財政から見ればそういう判断でもいいと思っていますけれど、将来的に見た時に、いかに色々な人材を得るかという視点で見た時に、競争力としてどうかということも思ったということですので、表現がまずければお詫び申し上げたいと思います。

(渡部委員)

ちょっとよろしいですか。私もお話を聞いておってですね、逆に非常に危機感が足りないのではないかと、痛切に感じます。例えば、財政局の資料を見ますと、1989年と2010年をとりましてでもですね、歳入は1.4兆円から僅か1.7兆円にしか増えていない訳ですね。その場合、なんと市税は0.7兆円から0.6兆円に減少しておる訳ですよ。そして市債、市の借金の残高は2.4兆円から5.1兆円に倍以上増えておる訳です。

そういう現状下で税金を納めていく市民の立場から見た時に、もうちょっと危機感を持って、我々は与えられた責務を全うすべきじゃないかと思えます。

そして、簡単なことですので事務局に今お答えいただきたいのですが、財政局の資料を見ているのですが、1989年と2010年、平均の市民所得はどのように動いていますか。

(池田会長)

事務局の方、すぐに対応出来ますか。今にわかにお答えいただいて、後で間違っても数字が独り歩きしても困りますので、次回にお出しいただけますか。

( 財務部長 )

財務部長でございます。渡部委員がおっしゃるのは、市民税の所得割だとか、そういった変遷でよろしいでしょうか。

( 渡部委員 )

単純な市民の平均所得の推移です。

( 財務部長 )

税金の場合で言いますと、大阪の場合市府民税をとっておりますけれど、当然所得が上がれば税金が上がるようになっていきますので、そういう変遷の資料なら揃えることが出来るのですが。

( 渡部委員 )

ですから、その内の単純な一つです。市民所得は。平均市民所得の推移です。

( 財務部長 )

分かりました。次回またそういう資料をそれぞれお持ちいたします。

( 池田会長 )

それでは、第2項目の議論に更に集中していきたいと思えます。基本的には色々ご意見いただいたところであるのですけれども、海外都市との比較の点については、これは参考とするとしても単純に数字で比較するのはいかなものかという点で、そちらの意見が少し強いかなと思えました。それから、国内都市との関係でご意見いただいたところでございますけれども、いわゆる都市格的な議論ではなしに、人口あるいはその他のインフラ等との関係で仕事のボリューム感を見て、それに相応しい報酬ということで判断することかと思えます。この点についてはご意見いただいたところでございます。民間企業につきましても同様かと思えますが。

以上で、各委員の方で更に付け加えていただくようなご意見ありますでしょうか。特になければ、また立ち返ることもあるかと思えますので、ひとまずここで区切らせていただきまして、3つ目の項目の、退職手当のあり方に移りたいという風に思えます。

従前、この審議会でご議論いただき、退職手当に関してはどちらかといえば否定的なご意見が多かったという風に受け止めております。そういったしますと、退職手当を廃止するのかどうか、廃止した場合に給料に上乘せをするのかどうか、廃止という立場をとった場合任期中の方の取り扱い、これをどうするのか。それから、先ほど市長と副市長の区分けをするご指摘をいただいたところでございますけれども、公選職ではない副市長の退職手当はどう

なのかといったところで、委員の皆さまのご意見をまとめたいと思います。いかがでしょうか。退職手当は残すというご意見がありましたら、それはないでしょうか。では、退職手当は廃止をするという方向で、議論を進めるということでもいいでしょうか。そうすると、廃止した分の退職手当分について、給料にそれを乗せていくかどうかという点についていかがでしょうか。

(渡部委員)

はい、よろしいでしょうか。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

この前も私は発表させていただきましたが、退職手当の市長、議員、副市長、よその国の先進国ではない訳ですが、日本の場合は調べますと、要するに戦前に官僚、地方官僚が地方の首長になっていったりしまして、私も随分前に国家公務員試験法律職甲を通過しておりますが、そういう官僚の天下り首長人事の名残である訳で、こういうのは全般的に廃止すべきであって、勿論現在就任している方の既得権益は残さなければいけません、これからは廃止すべきであります。それから、今度どうするかという話ですが、報酬にプラスアルファをすればいいという考えには、私は全く反対であります。これは支払うべき経費ではないということであります。

(池田会長)

退職手当を廃止した場合の給料との絡みで、ご意見いただけますでしょうか。

(倉持委員)

私は現在の報酬が、月例と賞与ですね、それと退職手当と年間でいけば給与総額で支払われているので、支払い方をどうするかは別ですが、今の3通りの形で出ている報酬を従来どおり月例と期末手当等に分けるというだけであって、報酬の水準を、その時の財政に合わせて下げていくことはいい訳ですけど、0にしなくてもいいのではないかと。今の年収をベースに退職手当の廃止を考えていけばいいのではないかと思います。

(池田会長)

確認したいのですが、退職手当を廃止する場合に、そのカットした分をすべて減らすという訳ではないということですね。

(倉持委員)

そこは考えてもいいと思うのですが、基本的に退職者の手当をどうこうするというよりも、私は年収水準をどう考えるのかと。その年収水準を決める中で出し方として退職手当という形で出すのは止めた方がいいのではないかという考え方ですね。

(池田会長)

ありがとうございます。ロジックとして別にリンクさせる必要はないので、全体としての年収総額を見るという、そういうご意見、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(山崎委員)

私の方も同じような意見ですが、出発点はそこからだという風に思いますので、単純にそこを0にする計算ではないのではないかと。ですから、年収、年俸としていくらであって、それをいわゆる一時金的に払うものも含まれるかもしれませんが、それは払い方の問題であるように思いますので、出発点はそこからだという風に私も思っております。

(池田会長)

他の委員の皆さま、いかがでしょうか。

(生駒委員)

先ほど退職手当というのは廃止するというところで、私は意見を言いそびれたのですが、今話を聞いていて、そういう考え方があるなと思っていて、やはり退職手当という考え方は廃止でいいと思います。ただ、やはり両委員がおっしゃったように、あるべき姿の年収、4年の任期で受け取ってもらう年収、総額というものから考えるべきであって、この時点で報酬を決めて退職手当をすべて0にして、例えば相当な額になるとどこも比べられない突拍子もないことになってしまいますし、そういうことはあってはいけませんし、その数字は問題があると思います。ですが、年収の総額をいくりにするべきかという考え方の中から、勤労割の報酬という考え方が出てくるのではないかなと思いますので、退職手当に関しての払いは廃止で賛成で、総額から考えるという形で私は両委員に賛成です。

(池田会長)

はい、それではお願いします。

(中村委員)

私も同じ意見です。

(藪根委員)

私も同意見です。

(西委員)

同じです。

(池田会長)

ありがとうございます。

そうしましたら、年収総額で考えていくということで、先ほどご指摘いただいたような考え方で、方向性を取りまとめさせていただきます。

それでは、その次の論点ですが、現在任期中の市長それから副市長の取り扱いをどうするかということでご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(渡部委員)

結論的なことに近づいておりますよね。最初に私も発言したと思うのですが、大阪府でもしましたように、やはりこれを考える前、決める前に、市議員に各党代表の方に来ていただいて、一日で結構ですから、20分、30分以内でも意見をお聞きするというようなことをしたらどうかと。国会議員の互助年金の時は党派別にやったのですがね。大阪府の場合は色々問題があるということで、全会派一同に会してやりましてですね、そういうようなことを是非大阪市でもですね、議員の意見を聞いて我々も質問して、その対応から総合的に年収、退職金の水準というのは議論すべきだと思います。以上。

(池田会長)

周辺のところからご指摘いただきまして、そういう手法はあるかと思いますが、まずは感覚的に現在の市長について、基本的に退職手当を廃止するという線で見させていただいたので、現在任期中の市長の退職手当についてどうしますかという極めてシンプルな質問なのですが、それに対して各委員のお考えを開陳いただければという風に思っている訳ですが、いかがでしょうか。

(渡部委員)

では会長、今日の議論は退職手当、期末手当を廃止するかどうかだけで、それで金額をどうするかは後日、それなら私は賛成します。

(池田会長)

いずれにしても、細かな数字を今日決めるということはありません。

(渡部委員)

了解です。では、制度だけを廃止するかどうかであれば、私は廃止に賛成であります。金額は後日、よろしくお願いします。

(池田会長)

いかがでしょう。

(倉持委員)

これは既得権益なので、きちんと払うべきだと思いますね。払わなければ、条例等で問題があると思いますので、退職手当をもし廃止する場合は、廃止までの期間に応じた退職手当をきちんと打ち切り支給といいますか、払うべきだと思いますけど。返上されるかどうかは別の問題だと思いますけれども。

(渡部委員)

賛成、そのとおりです。既得権益、これは憲法違反になりますからね。しかし、次から選任される方については全面的に廃止と。

(池田会長)

では特に異論はないですね。各委員の反応はそういうことなのですね。失礼いたしました。

事務局、今の点、議事録上問題はないですか。

(給与課長)

はい。少し確認だけさせていただきますけれども、皆様のご意見をまとめて答申を出していただきます。当然、これまでは今の制度でやりますと。いつから廃止せよというようなことを明記していただく必要がありますので、現在の人ではなく次期の人からということなのか、ある時点からなしにすると、それまでの期間はあるですよという風にするのかということをお答申の時までにはまとめていただく必要があるのかなと思っております。

(池田会長)

今の流れだと決めてもよさそうですが、次期でよろしいですか。

(渡部委員)

ある程度厳密に言えば、原則は次期であると。ただし、既得権益のご本人が了承される

場合は遡及するという格好でいいのではないのでしょうか。

(池田会長)

審議会としては本則の議論なので、それはそれで個々の首長の判断としてということで、取りまとめは基本的には次期の方ということで取りまとめをさせていただきます。

それから副市長は公選職ではないというところからの退職手当についてご議論改めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(倉持委員)

私は、副市長は、要するに報酬を含めてですね、これは市、一般の一番上の方よりも少し上の報酬で、市長とは体系が別で、幹部職の方の上位という風な概念ですね。それと、大阪市の場合にはどうかは別としまして、結局色々な市政の継続性の問題等で、市長が変わられても継続されたりすることもケースとしてはあると思いますし、そういう面で選挙もない訳ですので、私は副市長については原則として職員の上級職の処遇ということであれば、先ほど山崎委員が言われたように、市以外のところから来られたりする時にも一定の対応は可能かと思しますので、それが今のところはいいのではないかと思います。

(池田会長)

基本的には副市長の退職手当は市長とは異なる扱いをするというお考えですが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、皆さま領いておられますので、副市長の退職手当については、今期あるいは次期の方は存続ということでまとめさせていただきたいと思えます。

それでは、この関係で具体的なイメージを持っていただくということもあろうかと思えます。これまでご議論いただきました意見を踏まえまして、最終的な報酬のイメージの設定ということで、事務局の方、このあたり水準のまとめなどは。

(給与課長)

よろしいでしょうか。4つ目の項目で、年収、退職手当の水準というところで、ここは最終的なまとめになってくるかと思っております。退職手当については廃止の方向ということが、皆さまの中でご議論いただいてまとまっていたのかと思っておりますが、先ほど具体的な数字まで決めてしまうのはこの時点ではどうかというご意見もありましたが、正直海外の水準との純粋な比較がダイレクトに出来ないというお話、それから民間ともダイレクトに比較が出来ないというお話をこの間まとめてこられていたと思しますので、具体的な水準を示す入り口が、どれくらいの数字から皆さま議論していただければいいのかというところがなかなか難しいと思しますので、一度事務局の方で、この中から選んでほしいということではなく、ご議論いただくたたき台として、過去の改定経過等を参考にし

てまとめたものがございますので、今からお配りさせていただきたいと思います。

(池田会長)

少しその前に、今ご議論いただこうとしているのは4つ目の項目のご議論で、渡部委員がおっしゃったように厳密な数字を決めるということではなく、方向性のところの議論ですが、その論点に関してお手元の資料のところできりあえずまとめていただいたあたりについて、特にご指摘いただくような意見はございますか。なければ一応こういうような方向性ということでざっくりまとめさせていただいた上で、それではすみません、ご用意いただいているペーパーの方でお願いいたします。

(給与課長)

はい、それではお配りさせていただきます。

今、お手元にお配りさせていただきましたものは、タイトルが市長・副市長の給与改定案としてのたたき台、あくまでも、たたき台でございますが、一つの水準・ご議論していただく上での参考としてお示しさせていただいております。

まず、表の見方でございますが、左側に区分が書いてございます。まず改定の考え方、給料、地域手当、期末手当、その総額としての年収というものを市長・副市長に分けて書いてございます。

右側は、現行の給与を示しております。カット前で例えば、市長であれば年収が2,600万円なにかし、カット前・カット後がそこにあがっております。

それからそれをどういう風にご議論いただくか、いくつかお見せしておりますけれども、具体的には水準のご議論の入り口として、過去の改定経過を参考にそこにお示しをしております。

案の1から案の4までございまして、1番右側が参考として現在の政令指定都市、大阪市を除く19都市の平均値を、案ということではなくて、参考に数字としてあげさせていただいております。

まず案の1でございますけれども、前回の特別職報酬等審議会が平成22年で、それ以降改定しておりませんので、過去の例を見ますと一般職の職員の給与改定等を参考にされております。そういう意味では、この案の一般職の職員、特に幹部職員の給与の改定率マイナス5.49%ございましたので、おおむね6%程度のマイナス改定を行えばこういう数字になりますというのが案の1でございます。

案の2に書いておりますのは、諸手当は分かりにくいというご議論がございましたので、例えば、現行の給与から地域手当を廃止するというようなことをした場合に、こういう数字になりますということでございます。

それから、案の3では同じ地域手当を廃止する訳ですが、水準は変えずに、地域手当というものを廃止すると、その金額については給与に上乘せする場合には案の3、



ということをお示ししております。

それから案の4では、案の1で説明しました給与改定をするということと、地域手当はやはりこれは廃止だというご意見があった場合を示しさせていただいております。

いずれも下に書いてございますけれども、地域手当は現在でも10%で出しております。期末手当は現行の支給率が年間で3.95月、これは一般職の職員と同じ月数でございます。

それから、給料月額が増減いたしますと、退職手当も現在の額から増減いたします。

以上でございます。

(池田会長)

ありがとうございました。一つのイメージを持ってということで、お示しいただいた資料でございます。基本的に、従前、大阪市の場合は一般職の給与改定率に準じた給与改定を行ってきておられるとういことで、そういった点を踏まえてたたき台を作っていたということでございます。

この中に地域手当の関係で少し絡めた案が出ておりますので、各委員既にご案内のところかとは思いますが、改めてこの地域手当の制度趣旨を簡潔にご説明いただけますでしょうか。

(渡部委員)

ちょっと待ってください。先ほど制度をどうするかだけで具体的な数字に踏み込んだことは、後日という格好だったので、私も同意したのですが。しかも、年金財政は8案も出して、国民を戸惑わせて驚いておるのですが。これ4案も出されて、しかも全部2,000万を超えているということは、良い面では事務局の考えがよく分かるということでもございますが、今日はつっこまずに、先ほど申しましたとおり、大阪市市議会議員の党派の代表の方には是非ご出席いただいて、そしてそれぞれ報酬に対する考え等を聞き、また我々も簡単に質問をさせていただいて、その上で議論すると。でないと、この首長の方を1%上げて、議員を1%下げるとするのは、現実問題としてなかなか出来ませんよね。

似通った流れの中で決めていくので、この資料の提出だけを本日はいただいて、これ以上の議論は、私は反対させていただきます。

(池田会長)

基本的には、ペーパーを提出いただいた関係でご議論いただいたという意味では、既に議論の入り口の段階に、結果としてなっているということもあります。

従前こういう形で、大阪市の場合はきた訳ですが、折角ですので、地域手当についての説明を事務局の方からお願いします。

(給与課長)

はい、それでは地域手当についてご説明したいと思います。

地域手当といえますのは、給与の中の諸手当の一つでございますけれども、全国の、各地に勤務する国家公務委員の給与に、地域ごとの民間の賃金水準を適切に反映するため、民間の賃金水準の高い地域に勤務する職員に対して支給される手当でございます。給料月額額の0%から18%の範囲で、地域によって、その支給が定められております。

また地方公務員の給与の仕組みは、国に準じておりますので、民間賃金水準の高い地域とされる自治体では、国と同様に地域手当を支給しておりますが、給料や地域手当など諸手当の合計額をその地域の民間の賃金水準に均衡させるという仕組みとなっております。

国からの通知によりますと、国家公務員の特別職に支給されている手当については、ここに地域手当が含まれるのですけれども、国との均衡上、市長・副市長に支給することは差し支えないとされております。現在地域手当の支給対象となる政令指定都市は18都市ありますが、そのうち16都市において市長・副市長に対して支給されておまして、本市では先ほど申し上げましたとおり給料の10%ということになっております。

ただ一方で、特別職の給与は報酬審の答申を踏まえて、地方自治体が独自に条例で定める仕組みでありますので、特別職に地域差を反映する手当を支給することは、住民には分かりづらいのではないかと、あるいは報酬審から答申された給料の額に別途上乘せをしているというような誤解が生じるのではないかとご議論がありまして、特別職への地域手当の支給を廃止する自治体も近年、少しずつ増加しているところでございます。

以上でございます。

(池田会長)

ということで、地域手当の考え方について、これをどう考えるかという論点がある訳ですが、先ほどは、各委員の方から大方の意見として出たのは、やはり年収総額はどうかというあたりの、ご意見をいただいたところかと思いますが、そのあたりの観点で、特に数字、個別の数字にこだわっていただく必要はないかとは思いますが、年収総額の、先ほどの言葉でいえば、相場感のようなものになりますが、ご意見ありましたらお願いします。

(渡部委員)

前回もお話したと思いますが、この地域手当は戦前に東京から見て、こちらはプラスアルファ、結局、高級官僚が出向くということ、出向するということを前提に基本は出来た制度なのです。そのしがらみが半世紀以上、戦後の現在も尾を引いていると。

私も地方自治というのを少し勉強したら、最新の世界動向よりも、従来のしがらみに、ずっとまとわりつかれて、なかなか改革が出来ない、そういう中にあると。

しかし、そういう中で、大阪から日本を変えるのだという市長の意気込みに感銘して、私も参加している訳ですが、ですから、退職手当なんかも廃止する訳ですから、特別に法

律で強制的に移行せよ、というような規定ではない訳ですから、この地域手当も廃止するという格好でいいと思います。

(池田会長)

地域手当の廃止のご意見をいただきましたが、他の委員はいかがですか。

(生駒委員)

地域手当に関しまして、私も廃止に賛成です。

説明は先ほど聞きましたが、少し分かりにくいところもございますし、わざわざ地域手当という形にしなくても、それ相応の年収なり、報酬というのを決めていく方が、市民にとっても非常に見える化され、分かりやすい形で伝わるので、今、総額等に関しては、この表は、私は、非常に良い表が出てきたなと思っています。2,000万が妥当なのか3,000万が妥当なのか、というのはこれからの議論に入っていけばいいかなと思いますが、地域手当は廃止の方向で、私は考えます。

(池田会長)

地域手当についての考え方がある程度か出てきたように思いますが、他の意見ございませんでしょうか。

特になければ地域手当、基本的には、国家公務員、それぞれ勤務地は違うので、不公平感が出ないようにという発想で、少し違うところから廃止をするというような取りまとめでよろしいでしょうか。

廃止をした上で、単純に分かりにくいということであれば、年収総額で考えればいいということになるかと思います。

それはそれでまた、別途ご議論いただくということにしたいと思います。

期末手当について、どう考えるかという点ですが、このあたりは少しご議論いただいておりますか。特に期末手当は廃止していいというご意見はなかったように思うのですが。

(渡部委員)

はい。

(池田会長)

どうぞ。

(渡部委員)

先ほどの議論では、報酬以外ですね、こういう期末手当や退職手当は廃止ということで皆さん、一致したのではないのでしょうか。

報酬一本でいくと。

(山崎委員)

期末手当というのは、年収の中の払い方だという風に思うんですね。ですから、2回に分けて、それをまとめて払っているという考え方ですから、期末手当という項目はなくなるかもしれませんが、その分がなくなるという議論ではないという風に、私は理解をしております。

(池田会長)

手当そのものを廃止するという風に決めるものではない、基本的には年収総額を決め、そしてどう払っていくのかという問題だというご意見ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(生駒委員)

私も賛成で、やはり総額で考えるべきあって、人によって貰い方が、分けることができるのかどうかというのは分からないのですけれども、総額で考えたいと思います。賛成です。

(池田会長)

ありがとうございます。

それではそのように、進めさせていただきたいと思います。

それから、年収総額の水準ということでたたき台の表が、席上に配布されております。具体的な数字でこれがいいとか、こう考えるべきだというのが、今の段階で求めるというのは非常に難しいかとは思いますが、今の段階で一つの感覚といたしますか、基本的にこのあたりくらいで、というようなご意見がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(渡部委員)

会長のご苦労がよく分かるのですが、しかしまだ、8月・9月・10月とありますし、何度も言いますように、議員の色々なお考えを十分お聞きして、それを踏まえて、総合的に判断すべきだと思うんですけれども。

(池田会長)

ありがとうございます。

一般的な相場という言葉でいえば、首長の年収総額と、議員の場合も議長等の、委員会の委員長等の、そういう方々の年収総額についても、基本的な比較をした場合の、相場感のようなものは多分あるのだろうと思うのですが。

( 渡部委員 )

総務省の資料でありますよ。

( 池田会長 )

そうですね、ですから、そのあたりがありますので、具体的な金額云々ということは、首長を決めてしまえば、他も決まってしまうということなのではないでしょうか。

( 山崎委員 )

今議論されているのは、市長・副市長の給料について、議員の皆さんに聞くということですか。

( 渡部委員 )

議員に聞くとはですね、議員自らの報酬、まず、議員の職責ですね、それから現状とその改善点。そしてもう一つは、議員自らの報酬について、現状についてどう思うか、将来の改善点ということでもあります。

( 山崎委員 )

ご意見分からなくもないのですが、今の大阪市の政治情勢を考えるべきだと私は思っています。議会で、様々な確執がある中で議員の方、全党呼んだとしてもですね、あまりニュートラルな意見はなく、寧ろ私は、混乱をきたすのではないのかなと思います。単純に、何が良くて悪いのかという姿で判断したほうがですね、私、議員の皆さんをよく知っているのもそう思うのかもしれませんが、全党を呼んだとしても、恐らくそんなに、ニュートラルに建設的になるとは今の状況では思えない、ということだけを申し上げたいと思います。

( 池田会長 )

どうぞ。

( 生駒委員 )

総額の話から始まって、議員さんをどうのこうのになっているのですが、それについての私の考え方を申し上げたいと思います。

今これは市長からこの会が招集されて、市長・副市長がここで色々と、事業や職務のことをお話なさるのは良いかと思うのですが、我々、議員から言われている訳ではないと思います。

しかし、私自身、議員がどのようなお仕事をなさって、どのような活動状態なのかとい

うのは分かりませんので、ご本人さんではなく、別の形で、我々に仕事状況であるとか何かしら示していただいて、我々で考えられるような情報をいただきたいとは思いますが。

先ほどの山崎委員の考え方と同じで、本人を呼んでもあまり良い結果にはならないのではないかなと思います。

(池田会長)

既に議員報酬等の問題に移ろうとしておりますが、念のために、折角出てきましたたたき台ですので、このたたき台の数字に直接関係する、関係しないはともかくとして、もし、ご意見がある委員がおられましたら意見をいただいて、直ちに、議員報酬等の議論に移りたいと思います。

(倉持委員)

一つ質問なのですが、現行の給料のカット後の年収で、市長もそうなのですが、4分の1ほどカットされていますよね、これは例えば、副市長の年収は、職員の方の一番上級層の方と比べて、パーセンテージはどれくらいになっているのでしょうか。上回っているのか、下回っているのかでも結構です。

(人事室長)

上回っているのは確かです。

(倉持委員)

かろうじて上回っていると。

(給与課長)

はい、お手元の資料で第2回の資料で確かお示しさせていただいたと思うのですが、第2回目の資料の7ページを見ていただけますでしょうか。役職別の給与の年額ベースでお示ししております。左側が制度上の金額で、市長2,600万、副市長2,000万、公募区長、行政職局長、行政職部長と書いております。そして、右側がカットした状況で、今、倉持委員からご質問のありましたものです。少し接近しておりますが、一応順番として、この市長、副市長、一般職の職員という形にはなっております。

(池田会長)

その上でご意見ございますか。はい、どうぞ。

(渡部委員)

基本的なことですので、きちんと申し上げます。やはり、我々一定の使命感を持って出

席しておる訳ですが、色々な派閥の抗争があるから、何とかだから議員に意見を聞かない。そんなことでは、政治の世界から制度を改正するのはなかなか難しい。例えば、戦後ですね、衆参両議院の共同の審議会として初めて、大議論になった、国会議員互助年金等の調査会というのがありまして、国会議員年金を議論しました。その時も大変ですよ。6人の委員のうちの1人として私は世界動向をお話しながら参加したのですけれども、さすが国会議員の場合は、30分ずつ各党派の代表が2名ずつ来て、そして我々と議論しました。

そして、大阪府の場合はですね、池田会長と私も、そして中村委員も経験しましたが、まあ、色々な事情があるということで、全党派、2名ずつ一同に会して、色々お話を聞きました。皆さんも議員の方々の言いたいことも、我々が聞きたいことも聞いて、そして総合的に、結論については、賛否があるでしょうけれども、一応の結論は出した訳です。

ですから、大阪市についても、色々な意見はあるでしょうけれども、出来れば党派別にお考えを聞きたいし、不可能であれば、大阪府に準じてですね、全党派の方1名でも2名でもいいですから、一同にお集まりいただいて、そして、報酬、自らの議員の職務、そして報酬についてのお考えを聞き、我々も若干の質問をしていきたいと思えます。

(池田会長)

既に議員報酬等の話題に、どうしても移りたいという意欲の表れかと思いますが、時間の関係で非常に恐縮なのですが、念のために先ほどのたたき台のペーパーについて、もしご意見いただけるようであればこの段階でいただきたいとおきたいと思えます。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは議員報酬の議論の方に参りたいと思えます。

もう既に、第1回の審議会で事務局より一定の説明を受けたところでございますけれども、相当な時間も経過しておりますので、改めてお手元、配付しております資料のご理解をいただくために、市会事務局の方からご説明いただければと思えます。

(市会事務局次長)

市会事務局次長の中出でございます。

それでは、お手元でございます、第1回審議会資料の主なポイントにつきましてご説明申し上げます。第1回目資料の21ページ、市会活動状況とあります資料をご覧ください。大阪市の場合は条例により、定例会を年3回開会することが定められており、その開催日数については、表の左上の段にございますとおり、ここ5年間の平均では、16.4日、平成25年度では19日となっております。そのファイルの中の、第1回目審議会資料の21ページでございます。市会活動状況のところを、ご説明させていただいております。

常任委員会、運営委員会及び特別委員会の開会日数でございますが、表にございますとおり、平成25年度は常任委員会におきましては87日、運営委員会につきましては25日、特別委員会につきましては33日となっております。なお、開会状況を分かりやすくする

ため、本日の資料3、4ページには、平成25年度の市会日程を載せておりますので、ご参考にご確認ください。

それでは、第1回目の資料をご覧くださいまして、22ページには、請願、陳情件数を記載しております。25年度には請願7件、陳情208件となっております。市民からの請願・陳情がございますれば、関係する各常任委員で審査され、請願の場合は審査を終了すれば本会議に提出することとなっております。これらの審議を行った後、各議員においては、常日頃、市政につきまして、様々な調査・研究を行うとともに、市民の声を集め、行政に反映させるため、福祉・教育・住宅・生活環境などの各分野において各種相談、活動要望など、色々な各種の活動をされているところでございます。

次のページの、議会活動状況比較表は、政令指定都市及び東京都、大阪府の議会活動状況を一覧にまとめておりまして、人口、議員数並びに、議員1人当たりの人口や、本会議開催状況などを記載いたしてございます。

議員定数につきましては、大阪市では昭和62年以来90名でしたが、平成15年度から平成22年度までは1名減の89名、平成23年度からは更に3名減の86名となっております。

議員1人当たりの人口につきましては、東京都と大阪府を除きますと、横浜市43,070人と一番多くなっておりまして、次いで大阪市31,213人、名古屋市30,285人となっております。また、資料にはございませんが、大阪市は昼間流入人口が多く、平成22年の国勢調査での、昼間人口では約354万人でございまして、議員1人当たりいたしますと、約4万人となりますので、概ね横浜市と同程度人口となっております。

以上簡単ではございますが、市会の活動状況につきましてご説明申し上げました。

続きまして、政務活動費についてご説明申し上げます。政務活動費と書かれたインデックスが貼られた資料をご覧ください。よろしいでしょうか。1枚めくっていただきまして、1ページ目、政務活動費の概要をご覧ください。

政務活動費の交付額は月額57万円に会派所属議員数をかけた金額となっております。なお、現在、特例条例による減額措置を実施中でありまして、実際の交付額は月額51万3千円に会派所属議員数をかけた金額となっております。

政務活動費は調査研究、研修、広報・広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付され、条例の別表に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならないこととされており、別表には、調査研究費や研修費等、10の費目が定められております。

資料の2ページ目では、市会での政務調査費・政務活動費の透明性確保に取り組みについて記載しておりまして、平成18年4月交付分から5万円以上の支出について、また、平成22年4月交付分からは、すべての支出について、領収書等、当該支出の事実を証する書類を添付した収支報告書を議長に提出することとし、議長はその写しを一般の閲覧に供す



るものとしています。

また、政務活動費の取扱い要綱及び手引を策定しておりまして、手引につきましては、適宜改定作業を実施し、使途基準の明確化に努めております。

次に、資料3ページ、報酬、費用弁償額、政務活動費改定推移をご覧ください。議員報酬につきましては適宜見直しが行われ、条例本則が月額97万円、現在特例条例により、減額措置が実施されておりますので、実際の支給額は月額77万6千円となっております。費用弁償につきましては、平成18年度より廃止されておりまして、政務活動費につきましては、平成21年度より特例条例により10%の減額措置が実施されているほか、平成23年1月より本則が改定され、月額60万円から月額57万円となりましたので、現在の実際の支給額は、先ほどご説明させていただいておりますとおり、月額51万3千円となっております。

次に資料の4ページ目でございます、政務調査費・政務活動費の支出額の状況でございますが、過去5年の推移について表にまとめております。交付額については、議員定数や支給額の削減により減少してきております。また、執行率は毎年度90%以上となっております。資料の5ページ目には、その支出内訳を記載しております。

次に資料6の1から7ページでは、政務活動費に関する他都市比較を記載しております。資料6の1ページをご覧ください。本市の交付額57万円は、東京都の60万円と大阪府59万円より低くはありますが、政令指定都市の中では1番高く、次いで横浜市が55万円、京都市54万円となっております。なお、現在交付額を減額しているのは、大阪市と千葉市のみとなっております、減額措置を反映いたしますと、政令指定都市の中では、大阪市が横浜、京都に次いで3番目となっております。

資料の8ページは前回、平成20年12月に審議会からいただきました答申の抜粋でございまして、大阪市会が他の政令指定都市に先駆けて取り組んできた政務調査費の透明性を一段と強め、それを確保するとともに、当時議員報酬5%、政務調査費を10%減額とした議会の意思を尊重した答申をいただいております。

第1回の審議会資料に関する説明は、以上でございます。

続きまして、ご質問として頂戴いたしておりました、夜間・休日の議会開催状況及び議員提案立法の状況につきまして、ご説明申し上げます。

本日の資料5ページをご覧ください。大阪市におきましては、夜間・休日の開催実績はなく、また政令市における実績もございません。なお、政令市以外の市議会では、数市で開催実績がございます。

議員提案立法の状況につきましては、6ページ、議案の提出状況についてとあります資料をご覧ください。市長提出議案、議員提出議案、それぞれの状況について記載しております。議員提案立法の状況となりますと、議員提出議案のうち条例案のそれに該当することになりますが、過去5年の平均ですと、年間15件の議案が提出されております。

最後に、議員の職責・職務についてご説明申し上げます。

資料の7ページ目をご覧ください。地方議会議員の職責・職務については、法令等で明確には定められてはおりません。そのため、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会がそれぞれ国に対しまして、地方議会議員の位置付けの明確化について、同様の重点要望がなされており、総務省の第29次地方制度調査会でも議論され、答申も出されておりますが、法制化につきましては、引き続き検討となっているのが現状であります。

そのため今回は、全国都道府県議会議長会の研究会であります、都道府県議会制度研究会で議員の職責・職務についての研究報告資料がございますので、ご参考にご説明申し上げます。8ページの下段でございます、議員の職責・職務についての考え方と囲まれた部分をご覧ください。

まず、議員の職責として、1つ目、公務員として住民全体の奉仕者たるべき責務、2つ目、住民の直接選挙により選出されることから生ずる住民の代表者としての責務、3つ目、合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務が挙げられております。また、議員の職務については8点挙げられており、1つ目、自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと、2つ目、政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動を行うこと、3つ目、政策形成に関する調査研究の推進に資するため議案調査、事務調査などの活動を行うこと、4つ目、議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、会派代表者会議などの会議に出席すること、5つ目、議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）または機関意思（例えば意見書）を確定（議決）すること、6つ目、執行機関としての首長等による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促すまたは代案を提示すること、7つ目、団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果を挙げたかどうかを評価し、必要な対応を促すこと、8つ目、自治体が主催・共催する記念式典その他の公的行事に出席すること、とされてございます。

説明は以上でございます。

（池田会長）

ただ今、市会事務局の方から、既に提出いただいた資料、それから今回少し一般的なことではありますけれども、提出いただいた資料を基にご説明いただきました。本日の審議会、残り限られた時間ではございますが、ご意見、ご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（渡部委員）

よろしいでしょうか。

（池田会長）

はい。

(渡部委員)

ご丁寧な資料の説明ありがとうございました。特に、議案の提出状況などは、私は分からないから聞く訳ではなく、再確認という意味で、総務省の資料のように、合計が、市長提出案件、議員提出案件、そしてその他合計とあったらですね、パーセントの割り出しがしやすいんですが、要するに市長提出案件が、平均的に 289 件があってですね、原案可決が 281 件、97%あるんですね。そして、欧米のですね、議会を見るとですね、首長提出案件の件数がですね、だいたい 2 割 ~ 3 割の原案成立率なんですね。

結局議員が議会で議論して、修正したり、否決する訳ですね。まあ、日本ではですね、まず議員さんの提出が非常に少ないと。それだけではなくてですね、修正なんかほとんどない訳なんですね、この数字から。また後日私も議論しますが。自らが政務調査費ももらって、諸々も情報を集めれば、もっと議員提出案件は増えても良い。そして、首長提出の案件に対する修正なり、否決までいかなくても、修正がもっと多くても良い訳ですね。要するに、非常に興味深い資料をいただきまして、次回以降の議論が楽しみになりました。ありがとうございました。

(池田会長)

お手元の 6 ページの資料に基づいて、ご意見をいただいたところですが、事務局の方で補足説明は何かございますか。

(市会事務局次長)

先生のおっしゃっている、議会としての議員提出の議会の案件が少ないかな、というご指摘でございますけれども、どうしてもですね、地方自治法上、予算を伴う条例案につきましては、必要な予算上の措置が適格に講じられていると、これが、まあ提出する上での前提となつてございまして、基本的に予算の方は、当然権限が市長にございますので、事実上議員が予算を伴う条例提案をするのはなかなか難しいという現状が一つございます。

それと共に、昨今、色々と報道等でなされておりますけれども、議会が活性化している時期であろうかなと、私ども事務局の方は考えてございまして。

(渡部委員)

今の大阪ですかね。

(市会事務局次長)

はい。これ 25 年度までのデータをお示ししているんですが、26 年度、1 年後の集計になりますが、修正の件数も増えてくるんじゃないかなと考えています。以上です。

(池田会長)

その他、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(倉持委員)

単純な質問で申し訳ないんですけども、政務活動費について、読ませていただいて、大変透明度の高い、他の自治体に比べ何歩も進んでいると思うんですが、1点だけよく分からなかったのがですね、証票書類の写しになっているんですかね、提出するのが。これは、原本は各議員が保管されているという理解でいいんですか。また、原本を出すということで、当時、議員の方で、若干抵抗があったということなんでしょうか。

(市会事務局次長)

領収書というところでいきますとですね、基本的に政務調査費で、たとえば事務所に備品を何か購入したという場合に、全額を充当するというのは、なかなか難しく、政務調査活動に関して必要な部分に対して、例えば5割であれば5割充当するということとなりますので、結局領収書の原本そのものは、議員個人の手元にも残しておく必要があるということになりますので、写しを提出していただくということになってございます。

(倉持委員)

特段、議員さんからの反対とか、そういうことではなく、手順を進めていく中でそういう話になったという理解でよろしいでしょうか。

(市会事務局総務担当課長)

すみません、少し説明させていただきます。

以前は、政務調査費というのが全く公開されていないという時期が、制度が出来た平成13年以降しばらくございまして、大阪市におきましては、大阪市会におきましては、18年以降5万円以上の場合は領収書を出すということになっております。公開されない間もですね、当然どういった用途に使ったかというのは、会派あるいは議員の方で責任を持って書類等については保管をするということが課せられております。一方ですね、市民の方々にどう出していくかという中で、本書の方は会派あるいは議員の方が持っているという形がベースとなっております。その上で、同じものでございますが、写しという形でご提供いただくと。それと、あともう1点はですね、公開にあたりまして、当然、政務調査、活動の中身がですね、全てが明らかになって良い訳ではないという部分がございます。これは、各会派あるいは議員がですね、どういう観点で、役割として、行政を監視をするという役割が議会に課せられておりますので、その活動の中身がすべて明らかになりますと、何をチェックしようとしているのかということが、あるいは会派としての動き、他会派に

は知られたくないというような部分もございますので、情報公開の観点からも、必要な部分、個人情報の保護なり、会派の活動を阻害しない範囲で出さないといけないというのがある、今も公開しておりますので、ご機会があれば、ご覧いただきたいと思うのですが、必要な部分はマスキングをして、提供をしているということもございます。ですから、特に倉持委員がおっしゃられたように、本書を出すこと自体がどうかという観点ではなく、写しをいただいた上で、同じものを公開する中で、隠す必要のあるものは隠して、提供しているという風にご理解いただければ結構かと思えます。

(倉持委員)

分かりました。

(池田会長)

その他、ご質問ございますでしょうか。

(渡部委員)

では、政務調査費をきちんと議論するためにですね、とりあえず事務局に1点、資料をお願いいたします。普通予算で、議会費というのがあるんですが、大阪の場合は資料を見ても良く分からないんですが、議会費、金額はいくらで、何%かということですね、10年くらい前からの分を教えてください。そしてその、議会費の中に、議会事務局費というのがきっとあると思うんですが。その金額とですね、スタッフの人数ですね、そのスタッフの人数のうち、議員さんからの依頼に基づいて、調査・研究したりする職員がいると思うんですが、何名いるかと。その数字を10年間くらいで是非出してください。そして、皆さん議論するのにより参考になると思うんです。単純な。

(市会事務局次長)

今、おっしゃっていただきました部分につきましては、次回にお示しということによろしいでしょうか。

(渡部委員)

はい。

(池田会長)

あと、議員さんの専業・兼業のような議論が従前出てきておりますが、このたび公開されている資料をもとに、事務局の方で何かご説明出来ますでしょうか。

(市会事務局次長)

議員の兼業の状況ということでございますが、端的にそれを調査したということはありません。ただ、これも昨日から公表ということになっているんですけども、市議員につきまして、毎年資産公開というのが条例上するようにということで定められておまして、その報告書を見ておりますとですね、年間所得が給与所得のみで、かつ、その額が議員報酬だけだと想定される議員がおおよそ8割程度。8割程度の議員が、所得が議員報酬だけかなと推測される、そのような状況がございます。

(渡部委員)

ちょっとよろしいでしょうか。事務局の方。私も言ってますが、総務省の資料を見ていないですか。都道府県や市区町村ベースで全体になってますからね、職業別に、たとえば、農林業、漁業とか、自営業とか、給与所得者とか、こういう格好ですね、総務省分布出してますよ。年度別に。ですから、大阪市はどうなんかというですね、それを是非教えてほしいですね。また後でこういう資料だというのは申します。

(池田会長)

ではまた次回、可能な範囲で資料をご提出いただくということで。  
何かありますか。

(市会事務局次長)

では、後ほどお教えいただきまして。そういう資料がございましたら、提出させていただきます。

(池田会長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議論につきましては、この程度という風に考えているところですが、何かどうしてもここは言っておきたいというのはございますでしょうか。

(渡部委員)

はい、会長。是非とも市議員さんの党派別のご意見を聞くということについて、採決をお願いいたします。

(池田会長)

採決をするかどうかというのはありますが、他の委員の皆さんのご意見、いかがでしょうか。

(山崎委員)

私は、先程申し上げたとおりです。

(池田会長)

はい、そうですね。他の委員はいかがでしょうか。  
生駒委員は必ずしもというご意見がありました。

(中村委員)

山崎委員とかは普段から市議員と接する機会があるとおっしゃっていたんですけども、私の立場から言うと、なかなかお話を伺う機会もないので、時間が許すのであれば、そういう機会を持っていただけたらなあと思いますが。

(藪根委員)

そうですね、私はまあ、その活動内容に熟知している代表の方が来ていただいて、意見を聞かせていただけたらなあと思います。

(西委員)

私も時間があるらしたら、お聞きしたいと思います。

(池田会長)

倉持委員は、よろしいですか。

(倉持委員)

まあ、あの、聞きたいという希望の委員がいらっしゃいますので、その門を閉ざすというのはなかなかいかない、ただ、それが成果があるかないかとか、どういう結果になるか、それは開催してみないと分からないので、今言われたように、先方のご意向もあるでしょうから、球だけ投げられたらどうかなと思いますが。

(池田会長)

分かりました。相手のあることですし、おいでいただけるかどうか、どういう形にするのか、それでまた、事務局とやりとりさせていただきます。

(渡部委員)

是非、そういう機会を作っていただければ、まだ8・9・10とありますので、よろしくお願いたします。そして、会長、1つ事務局にですね、事務局、非常に立派な資料作っておられてですね、私も良く勉強させていただくのですが、大阪市の財政の現状というのは、平成20年4月に作っていますね。これの40ページ以下にですね、市政改革に向けた

取り組みという、なかなか良い資料があるのですが、2008年から先ですね、こういう風にやっていくという予測なのですが、それが、具体的に最近時点でどういう風になっているかということが、40ページからですね、44ページまでありますんですが、それが是非ですね、次回に提出いただければありがたいと思います。以上。

(池田会長)

では、提出資料の関係については、それぞれご指摘いただいたところに対応いただけるかと思いますが、今後、議員報酬等の議論を進めていく上で、本日、市会事務局より資料について説明いただいたところで、直ちに議員の具体的なイメージを持つまでには至らないという意見がかなり多いという風に承りました。ここで、具体的に議員活動、日常的な活動含めて、どういう形で当審議会として、事実を把握するのが良いのかどうかについては、さきほど各委員からご意見いただきましたように、持ち方と言いますか、基本的には、どういった資料をどういった形で集めるかといったことに尽きるかと思いますが、少し会長一任ということでまた事務局ともすりあわせをさせていただくということで、あずからさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、非常に貴重なご意見をいただきました。あくまで、この審議会の答申10月を目途としておりますので、その旨、引き続きご協力のほどお願いいたします。

本日の審議はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。